

外出自粛要請に係る新型コロナウイルス感染症患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例制度に関する骨子案

趣 旨

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、新型コロナウイルス感染症の患者及び当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の投票権の行使が制約を受けている現状に鑑み、当分の間の措置として、これらの者であって感染症法又は検疫法の規定による居宅等からの外出自粛要請に応じたものとして政令で定めるもの※（以下「外出自粛要請に係る新型コロナウイルス感染症患者等」という。）の郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）を用いて行う投票方法について、公職選挙法の特例を定めるものとする。

※ 特例郵便等投票の対象は、①新型コロナの患者だけでなく濃厚接触者も含め、②自宅療養者に限定し（宿泊療養者や入院患者は含まず）、③郵便等投票の投票用紙等の請求時点で感染症法・検疫法の規定による外出自粛要請に応じている者とする。

1 郵便等による投票

外出自粛要請に係る新型コロナウイルス感染症患者等の投票については、政令で定めるところにより※、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便等により送付する方法により行わせることができること。

※ この政令において、下記の事項が定められることを想定している。

- ① 現行の郵便等投票で必要とされる「郵便等投票証明書」の交付申請手を省略
- ② 投票用紙等の交付申請手続においては、感染症法施行規則又は検疫法施行規則の規定により交付される「協力要請書」を提示して請求
- ③ それ以外の手続については、現行の郵便等投票と同様

2 罰 則

1による投票については、選挙人が投票の記載の準備に着手してから投票を記載した投票用紙を郵便等により送付するためこれを封入するまでの間における当該投票に関する行為を行う場所を投票所とみなして、公職選挙法の投票干渉罪及び選挙犯罪の煽動罪に関する規定を適用する。

※ 投票干渉罪等以外の罰則については、公職選挙法の規定がそのまま適用される。

3 その他

- (1) この法律は、〇〇から施行し、この法律の施行の日以後初めてその期日を公示される総選挙から適用すること。
- (2) その他所要の関係規定を整備すること。